

○福島地方水道用水供給企業団建設工事 等指名業者選定委員会規程

〔 昭和 63 年 5 月 25 日
管 理 規 程 第 1 号 〕

改正 平成元年 3 月 24 日管理規程第 1 号 平成 4 年 10 月 27 日管理規程第 2 号
平成 10 年 3 月 11 日管理規程第 2 号 平成 13 年 11 月 19 日管理規程第 6 号
平成 15 年 3 月 13 日管理規程第 10 号 平成 19 年 3 月 30 日管理規程第 4 号
平成 25 年 3 月 25 日管理規程第 2 号

（設置）

第 1 条 福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）の建設工事等を請負により施行する場合に、工事等請負業者を厳正、公平に選定するため、指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 1 件の設計価格が 500 万円以上の工事等の指名競争入札に係る指名業者の選定に関すること。
- (2) 1 件の設計価格が 500 万円以上の工事等の随意契約に係る指名業者の選定に関すること。
- (3) 1 件の予定金額が 200 万円以上の物件の供給契約に係る指名業者の選定に関すること。

（構成）

第 3 条 委員会を組織する委員は、企業団を構成する団体の副市長及び副町長（副市長及び副町長を置かない団体にあつては、当該団体の長が指定する職員とする。）並びに企業団の事務局長をもって充てる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団建設工事等指名業者選定委員会規程）

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（委員の職務代理者）

- 第 5 条** 第 3 条に定める委員に事故があるときは、当該委員が別に指定した者がその職務を代理する。

（会議）

- 第 6 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議は、非公開とする。

（決定）

- 第 7 条** 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

（委員会の特例）

- 第 8 条** 災害応急工事その他特に緊急を要する工事で委員会を招集する暇がないときは、委員長は、委員 2 人以上の意見を徴し、指名業者を選定することができる。この場合においては、委員長は、次回の委員会にその旨を報告しなければならない。

（庶務）

- 第 9 条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

- 第 10 条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（福島地方水道用水供給企業団工事等請負業者指名委員会規程の廃止）

- 2 福島地方水道用水供給企業団工事等請負業者指名委員会規程（昭和 61 年管理規程第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成元年 3 月 24 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 10 月 27 日管理規程第 2 号）

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団建設工事等指名業者選定委員会規程）

この規程は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 11 日管理規程第 2 号）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 19 日管理規程第 6 号）

この規程は、平成 13 年 11 月 26 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 13 日管理規程第 10 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日管理規程第 4 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日管理規程第 2 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。